

重要な会計方針

当事業年度から、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成19年11月19日改訂 独立行政法人会計基準研究会）を適用し、財務諸表を作成している。

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|---------|
| 建物 | 6年～50年 |
| 構築物 | 10年～50年 |
| 機械及び装置 | 6年 |
| 航空機部品 | 10年 |
| 車両運搬具 | 4年～7年 |
| 工具器具備品 | 5年～15年 |

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末における引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を差し引いた額を計上している。

（会計方針の変更）

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成19年11月19日改訂 独立行政法人会計基準研究会）の改訂に伴い、当事業年度から行政サービス実施コスト計算書に引当外賞与増加見積額を計上している。この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、引当外賞与増加見積額が367千円計上され、行政サービス実施コストが同額増加している。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除して計上しております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法に基づく低価法を採用しております。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

当校では空港の着陸料及び航行援助施設利用料を免除されており、機会費用の算出にあたっては一般の利用料に基づき計算しております。

- (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%で計算しております。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引に関しては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示について)

当事業年度から、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成19年11月19日改訂 独立行政法人会計基準研究会)を適用している。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、純資産合計4,632,311千円である。

重要な債務負担行為

該当ありません。

重要な後発事象

該当ありません。